

## 川崎市精神障害者地域活動支援センター（B・C・D型）通所者交通費補助 要綱

（直近改正 24川健精保第707号平成25年1月30日付局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、地域活動支援センターB・C・D型運営事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けている地域活動支援センターのうち主たる対象者を精神障害者としているもの（以下、「センター」という。）に通所する者に対し交通費を支給することにより、通所者の経済的負担を軽減し、社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### （対象者及び補助者）

第2条 この要綱による補助の対象となる者は、市内に住所を有し、センターに通所するため、交通費を支弁しなければならない者（以下「対象者」という。）とする。

2 対象者が通所するセンターの運営法人の長に対して補助を行う。

### （補助額）

第3条 補助額は、予算の範囲内において健康福祉局長が定めた額とする。

### （申請）

第4条 対象者は、運営法人の長に対し通所経路及び通所方法を届出て承認を受けるものとする。

### （補助金の請求手続）

第5条 運営法人の長は、補助金の交付を受けるときは、川崎市精神障害者地域活動支援センター（B・C・D型）通所者交通費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に提出しなければならない。

### （交付）

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは、運営法人の長に対し当該補助金を交付するものとする。

2 交付を受けた運営法人の長は、対象者に対し、当該補助金を適正な方法で支給するものとする。

(通所状況報告)

第7条 運営法人の長は、当該年度が終了した日から30日以内に通所状況及び、交通費の支給状況について市長に報告しなければならない。

2 報告すべき事項については、健康福祉局長が別に定めるところによる。

(変更届出事項)

第8条 対象者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに通所(変更)届を運営法人の長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所の変更
- (2) 通所経路、方法等の変更
- (3) その他承認内容に変更を生じたとき

(返還)

第9条 市長は、運営法人の長が偽りその他不正な手段により交通費の補助を受けたときは、その全部又は、一部を返還させることができるものとする。

(帳簿の整備)

第10条 運営法人の長は、交通費の支給状況を明らかにするため、交通費支給台帳を整備しておくものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、運営法人の長の事務処理状況等について、関係書類の提出及び報告を求め、内容を調査することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年3月1日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成7年4月24日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

川崎市精神障害者地域活動支援センター（B・C・D型）通所者交通費補助要綱に定める補助額の基準について

川崎市精神障害者地域活動支援センター（B・C・D型）通所者交通費補助要綱第3条に基づき、健康福祉局長が定める補助額について、別表のとおり定める。

別表

通所に要する交通費（月額）	補助基準額
8,550円以上	8,550円（鉄道会社運賃のみ）
8,550円未満	通所に要する交通費実費 （鉄道会社運賃のみ）